

4 中山間地域所得向上支援対策＜一部公共＞

【平成30年度 2次補正予算額 28,000 百万円】
（優先枠等を設けて実施）

＜対策のポイント＞

中山間地域において、**収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に**、所得向上に向けた実践的な**計画策定**、水田の畑地化等の**基盤整備**、生産・販売等の**施設整備等**を総合的に支援します。

＜政策目標＞

中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、次のいずれかの目標を設定。

- 販売額の10%以上の増加
- 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

＜事業の内容＞

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、市町村等が策定した所得向上計画に基づき、支援事業の実施及び関連事業の優先採択等を行います。なお、計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

中山間地域所得向上支援事業

- 生産～加工～流通～販売の各行程において、地域自らが選択し実施する、**基盤整備や施設整備等の各種事業をワンストップで総合的に支援**します。
- ① 所得向上推進事業
農産物の販売戦略の策定など販路拡大の取組等を支援します。
- ② 基盤整備
中山間地域の実情に応じた、農地整備、水利施設の整備等を支援します。
- ③ 施設整備等
集出荷・加工施設の整備等を通じた収益性の高い農産物の生産拡大、鳥獣被害防止施設の整備による農作物被害の防止等を支援します。

※このほか、関連事業による優先枠を設定

＜事業の流れ＞（※事業メニューにより異なる）



＜事業イメージ＞

中山間地域所得向上支援事業【80億円】

中山間地域の所得向上に向け、必要な取組①～③を選択して実施

【対象地域】 特定農山村地域、振興山村地域、過疎地域、半島振興地域、離島振興地域、豪雪地帯対策特別措置法の特別豪雪地帯、急傾斜地帯、農林統計上の中山間地域

① 所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、マーケティング調査など販路拡大の取組等

【実施主体】 地方公共団体 【補助率】 定額（最大500万円／地区）

② 基盤整備

- ・水田の畑地化
- ・農業用排水施設整備等



【実施主体】 地方公共団体、農業者団体等
【補助率】 55% 等

③ 施設整備等

- 【施設整備】
・集出荷・加工施設の整備
・鳥獣侵入防止柵整備 等



【実施主体】 地方公共団体、農業者団体、鳥獣被害対策協議会 等
【補助率】 50%以内 等

- 【高収益農産物の生産】
・導入1年目の種子・肥料等資材購入 等



- 【高付加価値化・販売力強化】
・加工品等商品開発 等



関連事業による優先枠の設定【200億円】

中山間地域所得向上計画を策定した地域は、以下の関連事業において優先的に採択・配分

- 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進
- 産地パワーアップ事業
- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-6286）